

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和7年 6月20日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 東京都中央区日本橋堀留町1-5-9 啓明商事Kビル4階</p> <p style="text-align: right;">氏 名 執行役員東京支店長 前川 達志</p> <p style="text-align: right;">（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">電話番号 03-6661-2455</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社吉田組 東京支店
事業場の所在地	東京都内の現場（八王子市を除く）
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	エリア内元請完成工事費 902百万
③従業員数	6名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・がれき類→破碎→再生砕石として利用・廃プラスチック類→破碎→原料化・木くず→破碎→堆肥原料で再利用・建設汚泥→セメント原料として再利用・建設混合廃棄→分別リサイクル売却→一部残渣を最終処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・ 産業廃棄物管理組織図
 本社環境安全部 ⇒ 東京支店長 ⇒ 東京支店土木部長 ⇒ 環境安全部 ⇒ 作業所
- ・ 産業廃棄物処理責任者
 株式会社吉田組東京支店 土木部長
 株式会社吉田組東京支店 安全環境部長
 株式会社吉田組東京支店 土木部 工事事務所長
- ・ 廃棄物処理施設技術管理者
 環境安全部長、工事事務所長
- ・ 教育・研修
 環境安全部
- ・ 情報公開
 本社環境安全部

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排出量	2,213.00 t	0.40 t
	（これまでに実施した取組） ・ 建設汚泥は、河川浚渫土の一部汚染土があり、有効活用のため搬出処分の増加があった。 ・ 職員には法令順守のため環境教育を実施した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1,040.00 t	30.00 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 建設汚泥は、有効利用で更に削減する。 ・ 優良事業所による中間処理で有効利用を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
排 出 量	213.10 t	13.10 t	17.30 t	11.80 t

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
排 出 量	200.00 t	- t	10.00 t	20.00 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	2,213.00 t	0.40 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	2,213.00 t	0.40 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
全処理委託量	213.10 t	13.10 t	17.30 t	11.80 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	213.10 t	13.10 t	17.30 t	11.80 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1,040.00 t	30.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	1,040.00 t	30.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・建設汚泥の発生削減、 ・廃プラスチック類では梱包材を最小化 ・建設混合廃棄物の分別、小口処理の推進 ・建設公害対策研修会などを利用した環境教育により情報を収集		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
全処理委託量	200.00 t	- t	10.00 t	20.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	200.00 t	- t	10.00 t	20.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。